

## 司法調査室規則

(平成二十七年十一月十九日規則第七七十二号)

### (設置)

第一条 本会に、司法調査室を置く。

### (業務)

第二条 司法調査室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 司法制度並びに立法課題に関する調査、研究及び資料の作成
- 二 法曹養成制度に関する調査、研究及び資料の作成
- 三 司法、本会の会務等に関する各種情報の収集及び分析、保存及び管理並びに提供

四 統計調査並びにこれに関する連絡及び調整

五 弁護士白書の編集及び刊行

### (構成)

第三条 司法調査室に、室長及び嘱託を置く。

2 司法調査室に、副室長若干名を置くことができる。

3 嘱託は、事務総長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

4 室長及び副室長は、嘱託の中から会長が指名する。

5 司法調査室に、幹事若干名を置くことができる。

6 幹事は、会長の同意を得て、嘱託以外の者に事務総長が委嘱する。

7 嘱託及び幹事の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 司法調査室は、必要と認めるときは、会長の同意を得て、弁護士以外の学識経験者に協力を求めることができる。

### (室長)

第四条 室長は、事務総長の指示を受けて、その任務を遂行する。

## 附 則

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 司法改革調査室規則（規則第七十三号）
- 二 法曹養成対策室規則（規則第八十三号）
- 三 情報統計室規則（規則第八十八号）
- 四 立法対策室規則（規則第三百三十一号）